

香川県警察関係手数料条例及び香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(香川県警察関係手数料条例の一部改正)

第1条 香川県警察関係手数料条例(平成12年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(手数料の額) 第2条 略</p> <p>別表第7(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種別</th> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～29 略</td> </tr> <tr> <td>30 講習手数料</td> <td>(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">31・32 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	金額	1～29 略			30 講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略	31・32 略			<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略</p> <p>別表第7(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種別</th> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～29 略</td> </tr> <tr> <td>30 講習手数料</td> <td>(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</td> <td>1時間につき2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">31・32 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	金額	1～29 略			30 講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1時間につき2,000円	31・32 略		
種別	区分	金額																							
1～29 略																									
30 講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略																							
31・32 略																									
種別	区分	金額																							
1～29 略																									
30 講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1時間につき2,000円																							
31・32 略																									

(香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成24年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(信号機に関する基準)

第2条 略

(1) 略

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車^{が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)}が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(信号機に関する基準)

第2条 信号機に関する基準は、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 略

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車^{が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)}が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成5年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、<u>同法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域</u>(以下「<u>産業振興促進区域</u>」という。)内において、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(畜産業等を行う個人に対する課税免除)</p> <p>第3条 <u>産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。)</u>を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに課する事業税については、公示の日の属する年以後の各年のこれらの事業に係る所得に対して課する事業税で最初に課する年度以後5箇年度に係るものの課税を免除する。</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>令和5年3月31日</u>までの間に、<u>省令第2条第1号イに規定する設備</u>(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(畜産業等を行う個人に対する課税免除)</p> <p>第3条 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに課する事業税については、公示の日の属する年以後の各年のこれらの事業に係る所得に対して課する事業税で最初に課する年度以後5箇年度に係るものの課税を免除する。</p>

(申請書の提出)
第4条 略

(申請書の提出)
第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（平成30年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(不動産取得税の課税免除) 第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意の日から<u>令和7年3月31日</u>までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画に定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除) 第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意の日から<u>令和5年3月31日</u>までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に</p>

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

(申請書の提出)

第3条 略

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

(申請書の提出)

第3条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(以下「新離島条例」という。)第2条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例(以下「新経済牽引条例」という。)第2条の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 新離島条例第2条第1項の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55(法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(令和5年香川県条例第 号)の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

(香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 適用日以後に新経済牽引条例第2条に規定する対象施設を設置する新経済牽引条例第1条に規定する承認地域経済牽引事業者で新経済牽引条例第2条の規定の適用を受けようとするもののうち、新経済牽引条例第3条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(令和5年香川県条例第 号)の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

第4号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 教育及び保育の内容</p> <p>(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の<u>内閣総理大臣</u>が定める指針をいう。）に基づくものであること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第8～第10 略</p>	<p>(認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 教育及び保育の内容</p> <p>(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の<u>厚生労働大臣</u>が定める指針をいう。）に基づくものであること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第8～第10 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県野営場条例の一部を改正する条例議案

香川県野営場条例（昭和42年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民いこいの森野営場 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表（第6条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	名 称	位 置	県民いこいの森野営場 略	略	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 野営場を次のとおり設置する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>女木島野営場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>高松市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民いこいの森野営場 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表（第6条、第7条関係）</p> <p><u>県民いこいの森野営場及び大川山野営場</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	名 称	位 置	<u>女木島野営場</u>	<u>高松市</u>	県民いこいの森野営場 略	略	略
名 称	位 置												
県民いこいの森野営場 略	略												
略													
名 称	位 置												
<u>女木島野営場</u>	<u>高松市</u>												
県民いこいの森野営場 略	略												
略													

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第6号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(特殊勤務手当の種類等) 第2条 略					(特殊勤務手当の種類等) 第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 海上取締等手当 (12)・(13) 略 2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
種類	受給者の範囲	単位	支給額		種類	受給者の範囲	単位	支給額	
1～10	略				1～10	略			
11 海上取締等手当	(1)	略			11 海上取締等手当	(1)	略		
	(2) 遠隔地の離島の周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の業務に従事する者	日額	夜間	1,650円		(2) 遠隔地の離島の周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の業務に従事する者	日額	昼間	1,100円
12・13			略					12・13	略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表11の項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 取得する財産 | 香川県立アリーナ用ポータブルスポーツウッドフロア 一式 |
| 2 予 定 金 額 | 208,230,000円 |
| 3 取 得 先 | 仲多度郡琴平町榎井590番地
株式会社都村製作所 |

第8号

香川県立アリーナの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県立アリーナ条例（令和4年香川県条例第26号）第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県立アリーナ	香川アリーナコンソーシアム 代表 穴吹エンタープライズ株式会社 株式会社デューク 株式会社ハンズオン・エンタテインメント 株式会社ファイブアローズ	高松市古新町9番地1	令和7年3月1日から 令和14年3月31日まで